

○経済産業省令第七十八号

外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第六十九条の五、輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）別表第一及び外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）別表の規定に基づき、輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年十月六日

経済産業大臣 西村 康稔

輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令の一部を改正する省令

輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令（平成三年通商産業省令第四十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げ

ていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>第四条 輸出令別表第一の五の項の経済産業省令で定める仕様のもは、次のいずれかに該当するものとする。</p> <p>一～十 「略」</p> <p>十一 潤滑剤として使用することができる材料、振動防止用に使用することができる液体又は冷媒用の液体であつて、次のいずれかに該当するもの</p> <p>イ 「略」</p>	<p>第四条 輸出令別表第一の五の項の経済産業省令で定める仕様のもは、次のいずれかに該当するものとする。</p> <p>一～十 「略」</p> <p>十一 潤滑剤として使用することができる材料、振動防止用に使用することができる液体又は冷媒用の液体であつて、次のいずれかに該当するもの</p> <p>イ 「略」</p>

---

ロ 潤滑剤として使用することができる材料であつて、フェニレンエーテル、アルキルフェニレンエーテル、フェニレンチオエーテル、アルキルフェニレンチオエーテル又はこれらの混合物のうち、その有するエーテル基、チオエーテル基又はこれらの官能基の数の合計が三以上の物質を主成分とするもの

〔削る〕

ロ 潤滑剤として使用することができる材料であつて、次のいずれかに該当する物質を主成分とするもの

(一) フェニレンエーテル、アルキルフェニレンエーテル、フェニレンチオエーテル、アルキルフェニレンチオエーテル又はこれらの混合物であつて、その有するエーテル基、チオエーテル基又はこれ

〔削る〕

ハ・ニ 〔略〕

十二ノ十六 〔略〕

第六条 輸出令別表第一の七の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

- 一 集積回路（モノリシック集積回路、ハイブリッド集積回路、マルチチップ集積回路、膜

らの官能基の数の合計が三以上のもの

（二） ふっ化シリコン油であつて、二

五度の温度において測定した動粘度が五

〇〇〇平方ミリメートル毎秒未満のも

の

ハ・ニ 〔略〕

十二ノ十六 〔略〕

第六条 輸出令別表第一の七の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

- 一 集積回路（モノリシック集積回路、ハイブリッド集積回路、マルチチップ集積回路、膜

---

形集積回路（シリコンオンサファイア集積回路を含む。）、光集積回路、三次元集積回路及びモノリシックマイクロ波集積回路を含む。）であつて、次のいずれかに該当するもの

イ〜ニ 「略」

ホ アナログデジタル変換用のもの又はデジタルアナログ変換用のものであつて、次のいずれかに該当するもの

(一) アナログデジタル変換用のものであつて、次のいずれかに該当するもの（ワに該当するものを除く。）

---

形集積回路（シリコンオンサファイア集積回路を含む。）、光集積回路、三次元集積回路及びモノリシックマイクロ波集積回路を含む。）であつて、次のいずれかに該当するもの

イ〜ニ 「略」

ホ アナログデジタル変換用のもの又はデジタルアナログ変換用のものであつて、次のいずれかに該当するもの（ワに該当するものを除く。）

(一) アナログデジタル変換用のものであつて、次のいずれかに該当するもの

---

---

155 [略]

(二) [略]

へ〜ワ [略]

二 マイクロ波用機器又はミリ波用機器の部分品であつて、次のいずれかに該当するもの

イ〜ニ [略]

ホ マイクロ波用固体増幅器（モノリシック

マイクロ波集積回路増幅器及びハーモニッ

クミキサ又はコンバータを除く。）又はこ

れを含む組立品若しくはモジュール（送受

信モジュール及び送信モジュールを除く。

）であつて、次のいずれかに該当するもの

(一) [略]

---

155 [略]

(二) [略]

へ〜ワ [略]

二 マイクロ波用機器又はミリ波用機器の部分品であつて、次のいずれかに該当するもの

イ〜ニ [略]

ホ マイクロ波用固体増幅器（モノリシック

マイクロ波集積回路増幅器及びハーモニッ

クミキサ又はコンバータを除く。）又はこ

れを含む組立品若しくはモジュール（送受

信モジュール及び送信モジュールを除く。

）であつて、次のいずれかに該当するもの

(一) [略]

---

(二) 動作周波数が六・八ギガヘルツ超

三一・八ギガヘルツ以下であつて、瞬時

帯域幅を中心周波数で除した値が一〇パ

ーセントを超えるものうち、次のい

れかに該当するもの

1 動作周波数が六・八ギガヘルツ超八

・五ギガヘルツ以下であつて、ピーク

飽和出力値が七〇ワット(四八・四五

デービーエム)を超えるもの

2 3 4 「略」

(三) 3 (五) 「略」

へ 3 フ 「略」

ワ 周波数シンセサイザーを用いた組立品の

(二) 動作周波数が六・八ギガヘルツ超

三一・八ギガヘルツ以下であつて、瞬時

帯域幅を中心周波数で除した値が一〇パ

ーセントを超えるものうち、次のい

れかに該当するもの

1 動作周波数が六・八ギガヘルツ超八

・五ギガヘルツ以下であつて、ピーク

飽和出力値が七〇ワット(四八・五四

デービーエム)を超えるもの

2 3 4 「略」

(三) 3 (五) 「略」

へ 3 フ 「略」

ワ 周波数シンセサイザーを用いた組立品の

うち、次のいずれかに該当するもの

(一) ～ (四) 「略」

(五) 三七ギガヘルツ超七五ギガヘルツ

以下の合成出力周波数範囲で、二・二ギガヘルツを超えるいずれかの周波数切換えの所要時間が一〇〇マイクロ秒未満のもの

(六) 七五ギガヘルツ超九〇ギガヘルツ

以下の合成出力周波数範囲で、五・〇ギガヘルツを超えるいずれかの周波数切換えの所要時間が一〇〇マイクロ秒未満のもの

(七) 「略」

うち、次のいずれかに該当するもの

(一) ～ (四) 「略」

(五) 三七ギガヘルツ超九〇ギガヘルツ

以下の合成出力周波数範囲で、二・二ギガヘルツを超えるいずれかの周波数切換えの所要時間が一〇〇マイクロ秒未満のもの

(六) 削除

(七) 「略」



カ 「略」

三〇十二 「略」

十三 信号発生器であつて、次のいずれかに該当するもの（二以上の水晶発振器の周波数を加算した値、減算した値又はこれらの値を逡倍した値によつて出力周波数を規定する装置を除く。）

イ・ロ 「略」

ハ 次のいずれかに該当するもの

(一) ～ (四) 「略」

(五) 三七ギガヘルツ超七五ギガヘルツ

以下の出力周波数帯域で、二・二ギガヘルツを超えるいずれかの周波数切換えの

カ 「略」

三〇十二 「略」

十三 信号発生器であつて、次のいずれかに該当するもの（二以上の水晶発振器の周波数を加算した値、減算した値又はこれらの値を逡倍した値によつて出力周波数を規定する装置を除く。）

イ・ロ 「略」

ハ 次のいずれかに該当するもの

(一) ～ (四) 「略」

(五) 三七ギガヘルツ超九〇ギガヘルツ

以下の出力周波数帯域で、二・二ギガヘルツを超えるいずれかの周波数切換えの

---

所要時間が一〇〇マイクロ秒未満のもの

(六) 七五ギガヘルツ超九〇ギガヘルツ

以下の出力周波数帯域で、五・〇ギガヘルツを超えるいずれかの周波数切換えの

所要時間が一〇〇マイクロ秒未満のもの

ニ 「略」

ホ デジタルベースバンド信号をベクトル変調する機能を有するもので、ベクトル変調帯域幅が次のいずれかに該当するもの

(一) ・ (二) 「略」

(三) 三七ギガヘルツ超七五ギガヘルツ

以下の出力周波数帯域で、二・二ギガヘルツを超えるもの

---

所要時間が一〇〇マイクロ秒未満のもの

〔新設〕

ニ 「略」

ホ デジタルベースバンド信号をベクトル変調する機能を有するもので、ベクトル変調帯域幅が次のいずれかに該当するもの

(一) ・ (二) 「略」

(三) 三七ギガヘルツ超九〇ギガヘルツ

以下の出力周波数帯域で、二・二ギガヘルツを超えるもの

---

(四) 七五ギガヘルツ超九〇ギガヘルツ

以下の出力周波数帯域で、五・〇ギガヘルツを超えるもの

へ 「略」

十四〜十七の二 「略」

十八 基板であつて、当該基板の上に次のいずれかに該当する物質の多層膜の結晶を有し、かつ、当該結晶がエピタキシャル成長されているものうち、ヘテロエピタキシャル材料となるもの（二に該当する化合物（窒化ガリウム、窒化インジウムガリウム、窒化アルミニウムガリウム、窒化インジウムアルミニウム、窒化インジウムアルミニウムガリウム、

〔新設〕

へ 「略」

十四〜十七の二 「略」

十八 基板であつて、当該基板の上に次のいずれかに該当する物質の多層膜の結晶を有し、かつ、当該結晶がエピタキシャル成長されているものうち、ヘテロエピタキシャル材料となるもの（二に該当する化合物（窒化ガリウム、窒化インジウムガリウム、窒化アルミニウムガリウム、窒化インジウムアルミニウム、窒化インジウムアルミニウムガリウム、

---

リン化ガリウム、砒化ガリウム、砒化アルミニウムガリウム、リン化インジウム、リン化インジウムガリウム、リン化アルミニウムインジウム又はリン化インジウムガリウムアルミニウムに限る。)のP型エピタキシャル層を一層以上有するものであって、当該P型エピタキシャル層がN型層に挟まれていないものを除く。)

イゝニ 「略」

ホ|| 三酸化二ガリウム

へ|| ダイヤモンド

十九ゝ二十一 「略」

二十二 炭化けい素、窒化ガリウム、窒化アル

---

リン化ガリウム、砒化ガリウム、砒化アルミニウムガリウム、リン化インジウム、リン化インジウムガリウム、リン化アルミニウムインジウム又はリン化インジウムガリウムアルミニウムに限る。)のP型エピタキシャル層を一層以上有するものであって、当該P型エピタキシャル層がN型層に挟まれていないものを除く。)

イゝニ 「略」

「新設」

「新設」

十九ゝ二十一 「略」

二十二 炭化けい素、窒化ガリウム、窒化アル

---

ミニウム、窒化アルミニウムガリウム、三酸化ニガリウム又はダイヤモンドの半導体基板又はインゴット、ブール若しくはその他のプリフォームであつて、二〇度の温度における電気抵抗率が一〇、〇〇〇オームセンチメートルを超えるもの

二十三 多結晶基板又は多結晶セラミック基板であつて、二〇度の温度における電気抵抗率が一〇、〇〇〇オームセンチメートルを超えるものうち、当該基板の表面にシリコン、炭化けい素、窒化ガリウム、窒化アルミニウム、窒化アルミニウムガリウム、三酸化ニガリウム又はダイヤモンドの非エピタキシャル

ミニウム又は窒化アルミニウムガリウムの半導体基板又はインゴット、ブール若しくはその他のプリフォームであつて、二〇度の温度における電気抵抗率が一〇、〇〇〇オームセンチメートルを超えるもの

二十三 多結晶基板又は多結晶セラミック基板であつて、二〇度の温度における電気抵抗率が一〇、〇〇〇オームセンチメートルを超えるものうち、当該基板の表面にシリコン、炭化けい素、窒化ガリウム、窒化アルミニウム又は窒化アルミニウムガリウムの非エピタキシャル単結晶層を少なくとも一層以上有

ル単結晶層を少なくとも一層以上有するもの

二十四 前二号のいずれかに該当する基板であつて、当該基板の上に炭化けい素、窒化ガリウム、窒化アルミニウム、窒化アルミニウムガリウム、三酸化二ガリウム又はダイヤモンドのエピタキシャル層を少なくとも一層以上有するもの（第十八号に該当するものを除く。）

第七条 輸出令別表第一の八の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一・二 「略」

するもの

二十四 前二号のいずれかに該当する基板であつて、当該基板の上に炭化けい素、窒化ガリウム、窒化アルミニウム又は窒化アルミニウムガリウムのエピタキシャル層を少なくとも一層以上有するもの（第十八号に該当するものを除く。）

第七条 輸出令別表第一の八の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一・二 「略」

三 デジタル電子計算機、その附属装置若しくはデジタル電子計算機の機能を向上するよう  
に設計した部分品であつて、次のロ、ハ若し  
くはトのいずれかに該当するもの又はこれら  
の部分品（次のチからヌまでのいずれかに該  
当するもの及びこれらの部分品を除く。）

イ 「略」

ロ デジタル電子計算機であつて、加重最高  
性能が七〇実効テラ演算を超えるもの

ハ デジタル電子計算機の機能を向上するよ  
うに設計した部分品であつて、計算要素を  
集合させることにより、加重最高性能が七

〇実効テラ演算を超えるもの（最大性能が

三 デジタル電子計算機、その附属装置若しくはデジタル電子計算機の機能を向上するよう  
に設計した部分品であつて、次のロ、ハ又は  
トのいずれかに該当するもの又はこれらの部  
分品（次のチからヌまでのいずれかに該当す  
るもの及びこれらの部分品を除く。）

イ 「略」

ロ デジタル電子計算機であつて、加重最高  
性能が二九実効テラ演算を超えるもの

ハ デジタル電子計算機の機能を向上するよ  
うに設計した部分品であつて、計算要素を  
集合させることにより、加重最高性能が二

九実効テラ演算を超えるもの（最大性能が

七〇実効テラ演算を超えないデジタル電子  
計算機又はそのファミリーの計算機用に特  
別に設計されたものを除く。）

二〇又 「略」

四・五 「略」

第九条 輸出令別表第一の一〇の項の経済産業省  
令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当  
するものとする。

一〇九の三 「略」

十 レーザー発振器又はその部分品、附属品若  
しくは試験装置であつて、次のいずれかに該  
当するもの

二九実効テラ演算を超えないデジタル電子  
計算機又はそのファミリーの計算機用に特  
別に設計されたものを除く。）

二〇又 「略」

四・五 「略」

第九条 輸出令別表第一の一〇の項の経済産業省  
令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当  
するものとする。

一〇九の三 「略」

十 レーザー発振器又はその部分品、附属品若  
しくは試験装置であつて、次のいずれかに該  
当するもの



イ）ハ 「略」

ニ レーザー発振器であつて、次のいずれかに該当するもの

(一) 半導体レーザー発振器であつて、

次のいずれかに該当するもの

1 「略」

2 多重横モードで発振する単一の半導

体レーザーダイオードであつて、次の

いずれかに該当するもの

一 一、四〇〇ナノメートル未満の波

長範囲で使用するように設計したも

のであつて、平均出力又は持続波の

定格出力が二五ワットを超えるもの

イ）ハ 「略」

ニ レーザー発振器であつて、次のいずれかに該当するもの

(一) 半導体レーザー発振器であつて、

次のいずれかに該当するもの

1 「略」

2 多重横モードで発振する単一の半導

体レーザーダイオードであつて、次の

いずれかに該当するもの

一 一、四〇〇ナノメートル未満の波

長範囲で使用するように設計したも

のであつて、平均出力又は持続波の

定格出力が一五ワットを超えるもの

---

二・三 [略]

3～5 [略]

(二)～(六) [略]

ホ・ヘ [略]

十の二～十二 [略]

十三 レーダーであつて、次のいずれかに該当するもの又はその部分品（二次監視レーダー、民生用自動車レーダー、気象レーダー、国際民間航空機関の定める標準に準拠した精測進入レーダー及びこれらの部分品（レーダーの部分品であつて航空管制用の表示装置を含む。）を除く。）

イヌヌ [略]

---

二・三 [略]

3～5 [略]

(二)～(六) [略]

ホ・ヘ [略]

十の二～十二 [略]

十三 レーダーであつて、次のいずれかに該当するもの又はその部分品（二次監視レーダー、民生用自動車レーダー、気象レーダー、国際民間航空機関の定める標準に準拠した精測進入レーダー及びこれらの部分品（レーダーの部分品であつて航空管制用の表示装置を含む。）を除く。）

イヌヌ [略]

---

---

ル 次のいずれかに該当するパルス圧縮技術  
を利用するもの

(一) 「略」

(二) 圧縮パルス幅が二〇〇ナノ秒未満  
のもの（航海用二次元レーダー又は船舶  
航行サービス用二次元レーダーであつて  
、次の1から5までの全てに該当するも  
のを除く。）

1 パルス圧縮比が一五〇以下のもの

2・3 「略」

4 ピーク出力が二五〇ワット以下のも

の

5 「略」

---

ル 次のいずれかに該当するパルス圧縮技術  
を利用するもの

(一) 「略」

(二) 圧縮パルス幅が二〇〇ナノ秒未満  
のもの（航海用二次元レーダー又は船舶  
航行サービス用二次元レーダーであつて  
、次の1から5までの全てに該当するも  
のを除く。）

1 パルス圧縮比が一五〇未満のもの

2・3 「略」

4 ピーク出力が二五〇ワット未満のも

の

5 「略」

---

ヲ 次のいずれかに該当するデータ処理技術  
を利用するもの（船舶航行サービスのため  
に設計された装置又はその部分品を除く。

）

(一) ～ (四) 「略」

十三の二～十六 「略」

第十条 輸出令別表第一の一の項の経済産業省  
令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当  
するものとする。

一～六 「略」

七 水中ソナー航法装置であつて、方位情報を  
用い、かつ、ドップラー速度ログ若しくは相

ヲ 次のいずれかに該当するデータ処理技術  
を利用するもの（船舶航行サービスのため  
に用いられる装置又はその部分品を除く。

）

(一) ～ (四) 「略」

十三の二～十六 「略」

第十条 輸出令別表第一の一の項の経済産業省  
令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当  
するものとする。

一～六 「略」

七 水中ソナー航法装置であつて、船首センサ  
ーを組み込み、かつ、ドップラー速度ログ若

---

関連速度ログを用いるもののうち、位置精度が平均誤差半径で移動した距離の三パーセント以下のもの又はその部分品

八・九 「略」

第十二条 輸出令別表第一の一三の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一～三 「略」

四 宇宙空間用の飛しょう体若しくはその打上げ用の飛しょう体若しくはこれらの部分品又は準軌道用の飛しょう体であって、次のいずれかに該当するもの

---

しくは関連速度ログを用いるものうち、位置精度が平均誤差半径で移動した距離の三パーセント以下のもの又はその部分品

八・九 「略」

第十二条 輸出令別表第一の一三の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一～三 「略」

四 宇宙空間用の飛しょう体若しくはその打上げ用の飛しょう体又はこれらの部分品であって、次のいずれかに該当するもの

---

---

イゝへ 「略」

四の二 航空機であつて、宇宙空間用の飛しよう体の打上げ用の飛しよう体又は準軌道用の飛しよう体を空中で発射させるために特別に設計し、又は改造したもの

四の三ゝ十の二 「略」

十一 次のいずれかに該当する装置又は工具（型を含む。）

イ・ロ 「略」

ハ 超合金用に設計した一方向性凝固又は単結晶の積層造形を行う装置

---

イゝへ 「略」

四の二 航空機であつて、宇宙空間用の飛しよう体の打上げ用の飛しよう体を空中で発射させるために特別に設計し、又は改造したもの

四の三ゝ十の二 「略」

十一 次のいずれかに該当する装置又は工具（型を含む。）

イ・ロ 「略」

ハ ガスタービンエンジンのブレード、ベーン又はチップシユラウドを製造するために設計した一方向性凝固又は単結晶の積層造形を行う装置

---

十二ノ二十 「略」

第十四条 輸出令別表第一の一五の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一 「略」

二 電波若しくは赤外線の吸収材又は導電性高分子であつて、次のいずれかに該当するもの

イ 電波の吸収材として使用するよう特に設計したものであつて、周波数が二〇〇メガヘルツ超三テラヘルツ未満のもの。ただし、次のいずれかに該当するものであつて、塗料に混入したときに吸収性能を備える

十二ノ二十 「略」

第十四条 輸出令別表第一の一五の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一 「略」

二 電波の吸収材又は導電性高分子であつて、次のいずれかに該当するもの

イ 電波の吸収材として使用するよう設計したものであつて、周波数が二〇〇メガヘルツ超三テラヘルツ未満のもの。ただし、次のいずれかに該当するものであつて、塗料に混入していないものを除く。

磁性材料でないものを除く。

(一) 磁性を有していない繊維状の吸収材

(二) 磁気損失により電波を吸収するものでないものであって、入射面が平面状でない吸収材

(三) 平面状の吸収材であって、次の1から3までのすべてに該当するもの

1 次のいずれかに該当するものからなるもの

一 炭素を含有するプラスチックの発泡体を用いた材料又は有機物を用いた材料であって、次のイ及びロに該

(一) 磁性を有していない繊維状のもの

(二) 磁気損失により電波を吸収するものでないもの（板状のものを除く。）

(三) 板状の吸収材であって、次の1から3までのすべてに該当するもの

1 次のいずれかに該当するものからなるもの

一 炭素を含有するプラスチックの発泡体を用いたもの又は有機物を用いたものであって、次のイ及びロに該



当するもの

イ・ロ 「略」

二 セラミックを用いた材料であつて

、次のイ及びロに該当するもの

イ・ロ 「略」

2・3 「略」

(四) 焼結したフェライトからなる平面

状の吸収材であつて、次の1及び2に該

当するもの

1・2 「略」

(五) 連続気泡発泡体のプラスチック材

料から製造された平面状の吸収材であつ

て、密度が〇・一五グラム毎立方センチ

当するもの

イ・ロ 「略」

二 セラミックを用いたものであつて

、次のイ及びロに該当するもの

イ・ロ 「略」

2・3 「略」

(四) 焼結したフェライトからなる板状

の吸収材であつて、次の1及び2に該当

するもの

1・2 「略」

(五) 連続気泡発泡体のプラスチック材

料から製造された板状の吸収材であつて

、密度が〇・一五グラム毎立方センチメ

メートル以下のものうち、磁気損失により電波を吸収するものでないもの

ロ 近赤外線<sup>ニ</sup>の吸収材として使用するよう  
特に設計したものであって、波長が八一〇  
ナノメートル超二、〇〇〇ナノメートル未  
満のもの（周波数が一五〇テラヘルツ超三  
七〇テラヘルツ未満のものをいう。）のう  
ち、可視光を透過しないもの

ハ 「略」

三〇十一 「略」

第十八条 「略」

2・3 「略」

メートル以下のものうち、磁気損失によ  
り電波を吸収するものでないもの

ロ 電波<sup>ニ</sup>の吸収材として使用するよう  
設計したものであって、波長が八一〇ナノ  
メートル超二、〇〇〇ナノメートル未満の  
もの（周波数が一五〇テラヘルツ超三七〇  
テラヘルツ未満のものをいう。）のうち、  
可視光を透過しないもの

ハ 「略」

三〇十一 「略」

第十八条 「略」

2・3 「略」

4 外為令別表の六の項（四）の経済産業省令で定める技術は、超塑性成形、拡散接合又は直圧式液圧プレスによる金属の加工用の工具（型を含む。）の設計に係る技術（プログラムを除く。）とする。

〔削る〕

〔削る〕

4 外為令別表の六の項（四）の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

一 超塑性成形、拡散接合又は直圧式液圧プレスによる金属の加工用の工具（型を含む。）の設計に係る技術（プログラムを除く。）

二 金属の加工を行うためのデータであつて、次のいずれかに該当するもの

イ アルミニウム合金、チタン合金又は超合金の超塑性成形による加工に係るものであつて、加工材料の表面処理、歪率、温度又

---

は圧力に係るもの

ロ 超合金又はチタン合金の拡散接合による加工に係るものであつて、加工材料の表面処理、温度又は圧力に係るもの

ハ アルミニウム合金又はチタン合金の直圧式液圧プレスによる加工に係るものであつて、圧力又はサイクルタイムに係るもの

ニ チタン合金、アルミニウム合金又は超合金の鑄造品の内部の巣を一〇二度を超える温度ですべての方向から同一の圧力を加えることにより縮小させることに係るものであつて、温度、圧力又はサイクルタイムに係るもの

---

5  
〔略〕

第十九条 〔略〕

2  
〔略〕

3 外為令別表の七の項（三）の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

一～五 〔略〕

六 〓 ゲートオールアラウンド電界効果トランジ

スタ（GAAFET）の構造を有する集積回

路を設計するために特に設計したECADプ

ログラムであつて、次のいずれかに該当する

もの

5  
〔略〕

第十九条 〔略〕

2  
〔略〕

3 外為令別表の七の項（三）の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

一～五 〔略〕

〔新設〕

---

イ レジスタ転送レベル（RTL）をGDS

Ⅱ又はこれと同等のデータベースファイル形式に実装するために特に設計したもの

ロ 設計する集積回路内のデータ処理における消費電力又はデータを転送するまでに要する時間を最適化するために特に設計したもの

4 「略」

5 外為令別表の七の項（五）の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

一 三 「略」

四 電子機器の部分品として用いる基板であつ

---

4 「略」

5 外為令別表の七の項（五）の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

一 三 「略」

四 電子機器の部分品として用いる基板であつ

---

て、ダイヤモンド、炭化けい素又は酸化ガリウムを用いたものの設計又は製造に係る技術（プログラムを除く。）

五 「略」

第二十条 「略」

2 外為令別表の八の項（二）の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するもの（第三号から第七号までに該当する技術（プログラムを除く。）であつて、セキュリティの脆弱性の開示又はサイバー攻撃の対応に係るものを除く。）とする。

一 次のいずれかに該当するデジタル電子計算

て、ダイヤモンドからなる薄膜又は炭化けい素を用いたものの設計又は製造に係る技術（プログラムを除く。）

五 「略」

第二十条 「略」

2 外為令別表の八の項（二）の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するもの（第三号から第七号までに該当する技術（プログラムを除く。）であつて、セキュリティの脆弱性の開示又はサイバー攻撃の対応に係るものを除く。）とする。

一 次のいずれかに該当するデジタル電子計算

機的设计又は製造に必要な技術（プログラムを除く。）

イ 「略」

ロ 加重最高性能が一六実効テラ演算超七〇

実効テラ演算以下のもの

二 デジタル電子計算機の機能を向上するよう  
に設計した部分品であつて、計算要素を集合  
させることにより、加重最高性能が一五実効  
テラ演算超七〇実効テラ演算以下になるもの  
に該当するもの  
的设计又は製造に必要な技術  
(プログラムを除く。)

三 次のいずれかに該当するデジタル電子計算  
機を設計し、若しくは製造するために設計し

機的设计又は製造に必要な技術（プログラムを除く。）

イ 「略」

ロ 加重最高性能が一六実効テラ演算超二九

実効テラ演算以下のもの

二 デジタル電子計算機の機能を向上するよう  
に設計した部分品であつて、計算要素を集合  
させることにより、加重最高性能が一五実効  
テラ演算超二九実効テラ演算以下になるもの  
に該当するもの  
的设计又は製造に必要な技術  
(プログラムを除く。)

三 次のいずれかに該当するデジタル電子計算  
機を設計し、若しくは製造するために設計し



---

たプログラム又はそのプログラムの設計若しくは製造に必要な技術（プログラムを除く。

イ 「略」

ロ 加重最高性能が一六実効テラ演算超七〇  
実効テラ演算以下のもの

四 「略」

五 デジタル電子計算機の機能を向上するよう  
に設計した部分品であつて、計算要素を集合  
させることにより、加重最高性能が一五実効  
テラ演算超七〇実効テラ演算以下になるもの  
を設計し、若しくは製造するために設計した  
プログラム又はそのプログラムの設計、製造

---

たプログラム又はそのプログラムの設計若しくは製造に必要な技術（プログラムを除く。

イ 「略」

ロ 加重最高性能が一六実効テラ演算超二九  
実効テラ演算以下のもの

四 「略」

五 デジタル電子計算機の機能を向上するよう  
に設計した部分品であつて、計算要素を集合  
させることにより、加重最高性能が一五実効  
テラ演算超二九実効テラ演算以下になるもの  
を設計し、若しくは製造するために設計した  
プログラム又はそのプログラムの設計、製造

---

若しくは使用に必要な技術（プログラムを除く。）

六・七 「略」

第二十五条 「略」

2 「略」

3 外為令別表の一三の項（三）の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

一 「略」

二 ガスタービンエンジンの部分品であつて、次のいずれかに該当するものの設計若しくは製造に必要な技術（プログラムを除く。）又

若しくは使用に必要な技術（プログラムを除く。）

六・七 「略」

第二十五条 「略」

2 「略」

3 外為令別表の一三の項（三）の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

一 「略」

二 ガスタービンエンジンの部分品であつて、次のいずれかに該当するものの設計若しくは製造に必要な技術（プログラムを除く。）又

はその設計のためのプログラム

イ 燃焼器であつて、次のいずれかに該当するものを有するもの

(一) ～ (四) 「略」

(五) プレッシャーゲイン燃焼を利用したものである

ロ ～ ヌ 「略」

ル 本号イ、ニ又は第二十七条第六項第一号に該当するいずれかの技術（プログラムを除く。）を用いたガスタービンエンジンの部分品における冷却孔であつて、次のいずれかに該当するものの穴あけ加工に必要な

技術

はその設計のためのプログラム

イ 燃焼器であつて、次のいずれかに該当するものを有するもの

(一) ～ (四) 「略」

「新設」

ロ ～ ヌ 「略」

ル 本号ニ又は第二十七条第六項第一号に該当するいずれかの技術（プログラムを除く。）を用いたガスタービンエンジンの部分品における冷却孔であつて、次のいずれかに該当するものの穴あけ加工に必要な技

術

<p>(一)・(二) [略]</p> <p>ヲ [略]</p> <p>三・四 [略]</p> <p>4・5 [略]</p>	<p>(一)・(二) [略]</p> <p>ヲ [略]</p> <p>三・四 [略]</p> <p>4・5 [略]</p>
<p>備考 表中の「」は注記である。</p>	

附 則

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から起算して二月を経過した日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

2 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。